

## 岩見沢市緑が丘霊園納骨塚のご案内

納骨塚は、骨箱等から焼骨のみを取り出して埋蔵するお墓です。

市が管理しますので、お墓を承継する親族がいない方、個々にお墓を建てる考えのない方などにも安心してご利用いただくことができますが、埋蔵後は二度と取り出すことは出来ませんので、ご利用に当たっては、親族の方々と十分ご相談のうえお申込みください。

また、十分な収容数を確保していますので、焦らず、じっくりと考えてからお申込みください。



### 1. 概要

場 所:岩見沢市緑が丘 287 番地ほか(緑が丘霊園内)

収蔵数:3,000 体

使用料:焼骨1体 12,000 円(永代)

※使用料の納入後に申込を取り下げた場合、使用料は返還いたしません。

### 2. 申込受付

市役所環境保全課窓口(2階 23番窓口)で受付します。

受付期間:4月から10月31日まで

受付時間:午前9時から午後5時 30分まで

※積雪の状況により前後する場合があります

※土曜、日曜、祝日は受付していません。

※生前の予約はお受けできません。

### 3. 留意事項

- ・墓誌を設置していませんので、お名前を刻むことはできません。
- ・納骨塚には献花台を設置していますが、お花や供物などはお参りの都度お持ち帰りください。
- ・様々な宗派の方々にご利用されますので、宗教的儀式は周囲にご配慮のうえ行ってください。
- ・岩見沢市が管理する霊園又は墓地から改葬するときは、お墓を解体し使用場所を返還していただきます。
- ・市では宗教的な供養は行いません。

#### 4. 申込要件

埋蔵後は、お骨の返還又は改葬の請求をしないことに同意し、以下の要件に当てはまる方

- ①本市が設置する霊園又は墓地にお墓がある場合  
お墓に埋蔵されている焼骨を合同納骨塚に改葬し、お墓を解体後使用場所を返還すること。
- ②本市が設置する霊園又は墓地にお墓がない場合  
次のいずれかの要件を満たすこと。  
ア 岩見沢市内に居住していて、親族※の焼骨を埋葬する方  
イ 岩見沢市に居住していた方の焼骨を埋葬する方

※パートナーシップの宣誓を行ったパートナーを含む。

#### 5. 必要書類

- ①申請者の現在の居住地がわかる証明書
- ②下記のいずれかの書類 1 点(遺骨保管場所により必要書類とその入手先が異なります。)
  - ・死体火葬許可証(自宅等で保管している場合:火葬場で遺骨と一緒に受領しているもの)
  - ・収蔵証明書(岩見沢市内のお墓、お寺等の納骨施設保管の場合:施設の管理者が発行するもの)
  - ・改葬許可証(岩見沢市外のお墓、お寺等の納骨施設保管の場合:施設所在地の市町村長が発行するもの)
- ③埋葬される方が岩見沢市に居住していたことわかる書類(申込要件の②イに該当する場合)

#### ◆現在の居住地がわかるもの

- 1点で確認できるもの→住民票・運転免許証・マイナンバーカード 等
- 2点で確認できるもの→保険証・介護保険証・後期高齢者医療保険証・年金手帳 等

#### 6. 手続きの流れ

申請が終わったら、納付書を送付いたしますので、近くの金融機関又は市役所の1階17番(会計の窓口)でお支払ください。入金確認後に納骨塚使用許可証の交付をしますので、許可証の交付後、緑が丘霊園管理事務所(0126-23-0659)に電話で納骨日の予約を行ってください。

※納骨できる期間は、積雪期を除く4月から11月15日までとなります。

#### 7. 納骨

納骨日は、使用許可証、火葬許可証若しくは改葬許可証をお持ちいただき、管理事務所にお越しください。

※忘れた時は納骨できない場合があります。

霊園の管理人が立ち会いのうえ、申請者又は親族等が骨箱からお骨のみを取り出し直接納骨します。

※納骨塚には、お骨以外の副葬品などを入れることはできません。

#### 8. 交通アクセス



中央バス:「いわみざわ公園線」に乗車、停留所「緑が丘霊園」降車

自家用車:道央自動車道岩見沢インターチェンジより5分

#### 9. 申請・問合せ窓口 環境保全課環境保全係(2階23番窓口) 電話:0126-35-4387